

議案第102号

つくば市ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部を改正する条例

つくば市ひとり親家庭等児童福祉金支給条例（平成元年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、福祉金は、養育者の前年の所得（1月から10月までの月分の福祉金については、前々年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第46条第4項に定める額以上である場合は、支給しない。

第4条第2項中「該当しなくなった日の属する月」の次に「（養育者の前年の所得が前条第2項に規定する額以上となった場合にあっては、10月）」を加える。

第6条中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

高所得者への支給を見直すとともに、つくば市医療福祉費支給制度のひとり親家庭である母子家庭の母子及び父子家庭の父子の所得制限に準じた支給要件を定めるため、この条例案を提出するものである。

